

税金

区分	対象者	減免又は控除額
所得税 (所得控除)	・障がい者本人 及び扶養義務者	①障害者(身3～6級・療B・精2.3級戦傷3項 症以上)控除…………… 270,000円 ②特別障害者(身1.2級・療A・精1級)控除 …………… 400,000円 ※控除対象配偶者または扶養親族が同居 の特別障害者である場合 750,000円
市・県民税 (所得控除)	・障がい者本人 及び扶養義務者	①障害者(身3～6級・療B・精2.3級戦傷3項 症以上)控除…………… 260,000円 ②特別障害者(身1.2級・療A・精1級)控除 …………… 300,000円 ※控除対象配偶者または扶養親族が同居 の特別障害者である場合 530,000円
自動車税 (種別割)	・身体障害者手帳別表のとおり (P36参照) ・療育手帳A	税額が45,000円までは免除。
自動車税 (環境性能割)	・精神障害者保健福祉手帳1級 ※タクシー券との併用不可	課税標準額が300万円未満の場合は非課税、 300万円を超える部分のみ課税。
軽自動車税 (種別割)	・自動車税と同様 ※タクシー券との併用不可	該当車両の軽自動車税全額免除
相続税 (税額控除)	・相続を受ける障がい者が85歳 未満の方。	①特別障害者 (85歳－現在の年齢)×200,000円を控除 ②普通障害者 (85歳－現在の年齢)×100,000円を控除
贈与税	・特別障害者 (身1.2級・A・精1級)	一定の信託受益権の価格のうち、6,000万円 まで非課税。

申請窓口	申請に必要なもの	備考
磐田税務署 電話:0538-32-6111	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 	
市税課市民税グループ 電話:0538-37-4826	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 	
磐田財務事務所 電話:0538-37-2211 (自動車税・環境性能割 については財務事務所 におたずねください。)	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 ●車検証 ●運転免許証 ●生計同一証明書 (運転者が生計を一にするものの場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●生計同一証明書 [身体障害者手帳・療育手帳] ・各手帳 ・運転者の免許証又は両面コピー (福祉課又は各支所市民生活課へ) [精神障害者保健福祉手帳] 上記持ち物に加え ・世帯全員の住民票 ・車検証 (西部健康福祉センター福祉課へ)
市税課諸税管理グループ (各支所は市民生活課) 電話:0538-37-3767	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 ●車検証 ●運転免許証 ●常時介護者の場合は常時介護証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ●納税義務者のマイナンバーカード 又は通知カード ●納税義務者の本人確認書類 (マイナンバーカード、身体障害者手帳 または運転免許証で確認出来る場合 は不要です)
		詳細については磐田税務署に おたずねください
		詳細については磐田税務署に おたずねください

自動車税・軽自動車税(種別割/環境性能割)の減免(身体・知的・精神)

運 転 者	障がい者本人	障がい者と生計が同じ方	単身生活をしている障がい者の常時介護者の方
対 象 者	次頁一覧表を参照		
・所 有 者 ・使 用 者	障がい者本人(18歳未満の方は、生計を同じくする方)		
	知的障害者・精神障害者については、本人・生計を同じくする方のどちらでも可 賦課基準日(4月1日)以前に各種手帳の交付を受け、次項の資格に該当する方		
減免の対象となる自動車	専ら、障がい者の生業・通院・通学等に使用する普通自動車・軽自動車等 ※専門用自動車等(例:タクシー)等は除く		専ら、障がい者の生業・通院・通学等に使用する普通自動車・軽自動車等 少なくとも週3日以上障がい者のために使用する車 ※専門用自動車等(例:タクシー)等は除く
その他	障がい者1人につき1台であること。(タクシー券との併用不可) 常時介護者が運転する場合の減免は、介護状況の届け等が必要となります。(病院・施設・学校等の証明が必要)		
申請期限	自動車税…納期限の7日前 軽自動車税…毎年4月～納期限の7日前 (なお、当該年度の4月1日現在で減免資格を満たしていること)		

※本人運転減免対象者については、家族運転減免は手帳の総合級にて判断することとなります。

(次頁の表も参照ください。)

(例1) 上肢不自由4級 ・ 下肢不自由4級 総合級3級 の場合			(例2) 心臓機能障害4級 ・ 腎臓機能障害4級 総合級3級 の場合		
	上肢 4級	下肢 4級		心臓 4級	腎臓 4級
本人運転	減免不可	減免可	本人運転	減免不可	減免不可
家族運転	減免不可	減免不可	家族運転	減免不可	減免不可
※本人運転が『減免可』である場合、家族運転については等級を手帳の総合級に置き換えて判断する。					
	上肢 3級	下肢 3級		家族運転	
家族運転	減免不可	減免可	→	減免可	
				本人運転が『減免不可』であるため、等級の置き換えはしない。	

障害別・等級別減免資格一覧表

○ 障がい者本人運転の場合に減免可

◎ 障がい者本人、障がい者と生計を同じくする方又は常時介護者が運転する場合に減免可

身体障害者

障害区分 \ 級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	◎	◎	◎	◎ ※1		
聴覚障害		◎	◎			
平衡機能障害			◎			
音声又は言語機能障害			○ ※2			
上肢不自由	◎	◎				
下肢不自由	◎	◎	◎	○	○	○
体幹不自由	◎	◎	◎		○	
脳原性上肢運動機能障害	◎	◎				
脳原性移動運動機能障害	◎	◎	◎	○	○	○
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	◎		◎			
ぼうこう又は直腸機能障害	◎		◎			
小腸機能障害	◎		◎			
肝臓機能障害	◎	◎	◎			
免疫機能障害	◎	◎	◎			

※1 視覚障害4級については、視力障害の場合は減免が可能ですが、視野障害の場合は減免の対象になりません。

※2 音声又は言語機能障害の3級については、喉頭摘出の場合のみ本人運転に限って減免が可能になります。その他の場合は減免の対象になりません。

知的障害者

障害区分 \ 級別	A	B
療育手帳	◎	

精神障害者

障害区分 \ 級別	1 級	2 級	3 級
精神障害者保健福祉手帳	◎		